

注 記

1. 重要な会計方針

(1) 有形固定資産等の評価基準及び評価方法

- ① 有形固定資産・・・・・・・・・・・・・・・・取得原価
ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。
 - ア 昭和 59 年度以前に取得したもの・・・・・・・・再調達原価
ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。
 - イ 昭和 60 年度以後に取得したもの
取得原価が判明しているもの・・・・・・・・取得原価
取得原価が判明していないもの・・・・・・・・再調達原価
ただし、取得価額が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。
- ② 無形固定資産・・・・・・・・取得原価
適正な対価を支払わずに取得したもの及び開始時において取得原価が不明なもの
・・・・・・・・再調達原価

(2) 有価証券等の評価基準及び評価方法

- ① 有価証券
 - ア 市場価格のあるもの・・・・・・・・財務書類作成基準日における市場価格
 - イ 市場価格のないもの・・・・・・・・取得原価
- ② 出資金
 - ア 市場価格のあるもの・・・・・・・・財務書類作成基準日における市場価格
 - イ 市場価格のないもの・・・・・・・・出資金額
ただし、市場価格のないものについて、出資先の財政状況の悪化により出資金の価値が著しく低下した場合には、相当の減額を行うこととしております。なお、出資金の価値の低下割合が 30%以上である場合には、「著しく低下した場合」に該当するものとしています。

(3) 有形固定資産等の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除く）・・・・・・・・残存価額 1 円の定額法
- ② 無形固定資産（リース資産を除く）・・・・・・・・残存価額 0 円の定額法
- ③ 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産（リース期間が 1 年以内のリース取引及びリース契約 1 件あたりのリース料総額が 300 万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）
・・・・・・・・自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

(4) 引当金の計上基準及び算定方法

- ① 投資損失引当金
なし

② 徴収不能引当金

なし

③ 賞与引当金

職員に対する賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち、財務書類作成基準日において発生していると認められる金額を計上しています。

④ 退職手当引当金

職員に対する退職手当の支給に備えるため、財務書類作成基準日において在職する職員が自己都合により退職するとした場合の退職手当要支給額を計上しています。

(5) リース取引の処理方法

ファイナンス・リース取引については、1件当たりの契約額が300万円以上であり、かつ契約終了後に所有権が移転する場合に限り、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(6) 資金収支計算書における資金の範囲

地方自治法第235条の4第1項に規定する歳入歳出に属する現金としています。

(7) その他財務書類作成のための基本となる重大な事項

① 会計間の相殺消去

なし

② 出納整理期間

当会計年度に係る出納整理期間（令和5年4月1日～5月31日）の現金出納に関する取引を当会計年度の取引に含めています。

③ 消費税及び地方消費税の会計処理

税込方式によっています。

④ 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が50万円（美術品は300万円）以上の場合に資産として計上しています。ソフトウェアについても、原則として物品の取扱いに準じています。

⑤ 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、原則として金額が60万円未満であるときに、修繕費として処理しています。ただし、実施した工事の性質により、原状回復と判断された工事については金額によらず修繕費として処理しています。

2. 重要な会計方針の変更等

(1) 会計処理の原則または手続の変更

なし

(2) 表示方法の変更

なし

(3) 資金収支計算書における資金の範囲の変更
なし

3. 重要な後発事象

(1) 主要な業務の改廃
なし

(2) 組織・機構の大幅な変更
なし

(3) 地方財政制度の大幅な改正
なし

(4) 重大な災害等の発生
なし

4. 偶発債務

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況
なし

(2) 係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けているもの
なし

(3) その他主要な偶発債務
なし

5. 追加情報

対象範囲（対象とする会計名）

会 計 名 称
一般会計
八幡浜・大洲地方拠点都市対策室特別会計
運動公園特別会計